

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ =

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び使用料など（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅料、水道料、下水道料、医療費）の徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取組】

○納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが困難な方の相談を随時受け付けていますので、決してそのままにせず、必ずご相談ください。

○催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方に対し、文書・電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

○滞納処分等の強化

町税及び使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約等を守らない方などに対して、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差押等の滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付されていない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付してください。なお、納付書が見当たらない場合は、役場に来ていただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から各納期限に合わせて自動的に引き落とされますので、日中お忙しい方や不在がちの方などに大変便利です。

口座振替の申込みは、預金通帳と通帳使用印をご持参の上、町内の金融機関または役場各担当窓口で手続きしてください。

納付に関する相談は、随時受け付けていますのでお早めにご相談ください。

【問合せ先】

・税金	住民生活課 税務保険グループ税務担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・後期高齢者医療保険料	住民生活課 税務保険グループ保険担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・介護保険料	保健福祉課 戸籍福祉グループ介護保険担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8813
・公営住宅料	建設管理課 管理グループ住宅担当	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ上・下水道担当	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・保育料	認定こども園	電話：5-1254	告知端末機：5-1254
・医療費	町立診療所	電話：5-1221	告知端末機：5-1221

町内学校施設等におけるアスベスト(石綿)への対応について

町教育委員会では、平成26年度の石綿障害予防規則の改正に伴い、新たに規制対象となった対象物について、平成27年度に各学校施設アスベスト分析調査（煙突内部のアスベスト検体を採取し分析）を実施しました。分析の結果、幌延小学校屋内体育施設の煙突と学校給食センターの煙突の2カ所からアスベストが検出され、現在、各煙突内アスベストの除去実施に向けて準備を進めているところです。

学校給食センターは、平成22年度にオール電化の改修工事を行い、それと同時に煙突設備を使用していない排煙点検口については封鎖しており、学校給食への混入の心配はありませんので御安心ください。

幌延小学校は、現在、体育館用暖房設備の使用を中止し、代替の暖房機器を設置して対応しております。

教育委員会としましては、只今、アスベストの除去及び煙突の改修工事に関し、早期着手・早期完了を目指し事務を執り進めているところです。

工事完了までの間、体育館を利用する児童・保護者及び町民の皆さまに大変御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先：教育委員会

電話：5-1117

告知端末機：5-8817